

手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の 利用の促進に関する施策の推進について

1 平成29年度第1回愛知県障害者施策審議会専門部会の開催について

○開催状況

- ・日時 平成29年7月11日(火) 9時30分～11時30分
- ・場所 愛知県庁本庁舎 6階 正庁
- ・出席者 岩間委員、岡田委員、加賀委員、金政委員、亀井委員、黒田委員、中島委員、永田部会長、西尾委員、古家委員、牧野委員、水野委員、宮川委員、安田委員(14名)

○議題及び報告事項

- ・議題
 - 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の推進について
 - (1) 愛知県障害者計画について
 - (2) 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション支援に関する取組について
 - (3) 普及啓発事業について
- ・報告
 - (1) 第5期愛知県障害福祉計画の策定について

○主な内容及び意見は、別紙1～3のとおり

愛知県障害者計画の見直しについて

1 見直しの趣旨

「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」第8条第1項に、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策についての基本的な方針及び総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を、障害者計画に定める旨が記載されている。

現在の愛知県障害者計画にも、コミュニケーション環境の充実を図ることが記載されているが、具体的に施策を推進するため、方向性及び取組を記載したい。

2 愛知県障害者計画の現在の記載内容

右頁参照

○計画期間：平成28年度～平成32年度【5年間】

3 見直しの進め方

○計画には、平成32年度（障害者計画の最終年度）までに取り組む事項を主に盛り込む

○取組事項は、計画別冊として作成（4～8ページ程度を想定）

検討の時間を十分確保するため、下記のスケジュールで進めていきたい。

【決定の方法とスケジュール】（時期は予定）

○専門部会において検討

平成29年7月	進め方、スケジュール、県の取組について検討
9月	素案（県の取組を文章化したもの）について検討
11月	検討結果を踏まえた修正案について検討
平成30年6月	最終案を作成

○障害者施策審議会及び社会福祉審議会で意見聴取

平成29年7月、12月、平成30年3月、7月 障害者施策審議会で意見聴取
平成30年1月、7月 社会福祉審議会で意見聴取

○健康福祉ビジョン推進本部で決定

平成30年8月 最終案を健康福祉ビジョン推進本部に諮り、決定

※あいち健康福祉ビジョン年次レポートに記載（平成30年10月）

愛知県障害者計画の現在の記載内容

意思疎通支援に関する課題、施策の方向性、主要な取組事項を抜粋

（「あいち健康福祉ビジョン2020」第4章「IV 障害者支援 ～身近な地域とともに暮らせる新しい社会に向けて～」より）

（1）課題

○障害者権利条約を踏まえた障害者基本法では、言語に手話を含むことを定義し、言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会の確保と、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大を図られることを旨としています。

また、障害者差別解消法及び愛知県障害者差別解消推進条例では、社会的障壁の除去に向けた取組が求められており、本県においては、平成28(2016)年2月定例愛知県議会から、傍聴の際、手話通訳に加え、要約筆記が導入されるなどの取組が進められています。

引き続き手話及び障害のある人との意思疎通のための手段の選択とその利用の機会を広げていく必要があります

（2）施策の方向性

○視覚障害、聴覚障害などの障害のある人が、手話や筆談、点字など障害の特性に応じた手段により、情報を取得し、意思表示やコミュニケーション等の意思疎通をすることは、日常生活を営む上で必要不可欠であるため、手話及び意思疎通のための手段の普及並びにそれらを利用しやすい環境の整備に努め、コミュニケーション環境の充実を図ります。

（3）主要な取組

◆視聴覚障害のある人を始めとした障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示や他人との意思疎通ができるようにし、個々の障害に対応した支援の充実を図るため、手話及び意思疎通のための手段について学ぶ機会の確保や情報発信等を行い、情報のバリアフリー化を進めます。

◆コミュニケーション環境の充実を図るとともに、災害時における意思疎通支援の充実を図るため、手話通訳等を行う者の養成・派遣や聴覚障害のある人に関する相談等を行う聴覚障害者情報拠点施設に対する運営費の助成を行います。

◆社会参加を促進するため、障害のある人の外出の際の移動を支援するサービスである移動支援の促進や、視覚と聴覚両方に障害のある人の通訳・介助サービスなどを始めとした社会参加促進事業を実施します。

専門部会における主な意見

○施策の方向性について

- ・点字が読めるのは視覚障害者の約1割であるため、音声及び拡大文字についても記載が必要である。
- ・要約筆記についても記載が必要である。
- ・視覚障害、聴覚障害のみの記載であるため、障害の特性に応じたコミュニケーション手段について可能な限り記載してほしい。
- ・手話を獲得する場を記載してほしい。

○主要な取組について

- ・ヒアリンググループ（難聴者の聞こえを支援する設備）を、公共施設の建設時等にあらかじめ埋めこむよう記載していただきたい。

「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション支援」に関する取組

条例	平成29年度	主な意見
第7条（学校等の設置者の取組）		
<ul style="list-style-type: none"> 手話言語の普及のための学習の機会を提供するよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 聾学校では、引き続き意思疎通やコミュニケーション手段に係る内容を自立活動等の授業で取り扱う。 	<ul style="list-style-type: none"> 聾学校における具体的な取組が知りたい。 聞こえない子どもが手話を獲得できる機会がないため、その機会を確保する必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> 教職員の障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する知識及び技能の向上のための研修を行うよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校で実施する夏季休業中の校内研修については、県内の幼稚園、小中学校、高等学校及び特別支援学校へ広く案内を配付し、教職員の研修機会の拡充に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 普通学級で学んでいる発達障害児の授業へのパソコンやカメラ等への持ち込みについて、理解していただきたい。
<ul style="list-style-type: none"> 保護者からの学校等における障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用に関する相談に的確に応ずるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者からの相談があれば、引き続き必要に応じて合理的配慮及びコミュニケーション手段についての助言等を行う。 	
第8条（施策の総合的かつ計画的な推進等）		
<ul style="list-style-type: none"> 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する施策についての基本的な方針を定める。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者計画に記載する事項の検討 	
<ul style="list-style-type: none"> 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定める。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者計画に記載する事項の検討 	
<ul style="list-style-type: none"> 施策を推進するために必要な専門的事項について、愛知県障害者施策審議会の意見を聴く。 	<ul style="list-style-type: none"> 部会の開催 ・7月11日、(予定)9月、11月 	
第9条（啓発及び学習の機会の確保）		
<ul style="list-style-type: none"> 県は、県民が手話言語の普及の重要性に対する理解を深めることができるよう、手話言語の普及に関する啓発を行うよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> リーフレット作成 対象：子ども（児童・生徒）、制作数：50万部 配付先：県内の児童全て（小学校）、中学校、図書館、障害者団体、市町村等 イベント開催 子ども及び保護者向けのワークショップ等開催（予定） 企業・団体等への手話講師派遣 50ヵ所程度 ※愛知県聴覚障害者協会へ委託 障害福祉課で職員向けに手話講座開催（週2回朝礼時） 	<ul style="list-style-type: none"> 文字情報を併用しないとわからないときもあるため、要約筆記についても、企業等が学習する機会を確保する必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> 県は、市町村及び関係団体と協力して、障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する啓発及び学習の機会を確保するよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村設置手話通訳者会議の開催（6月）〔県内市町村〕 県庁職員向け手話講座・ボッチャ体験（8月）〔障害者団体、ボッチャ協会〕 あいちアールブリュット展を通じた、知的、発達障害等への理解促進（9月）〔障害者団体〕 発達障害講座、筆談講座の開催（企業向け）（9月）〔愛知労働局、障害者団体〕 「文字で伝えよう（仮）」出前講座の実施（小学校）（時期調整中）〔障害者団体〕 カラーユニバーサルガイドライン策定、ガイドライン普及セミナー開催 ※〔 〕は協力団体等 	<ul style="list-style-type: none"> 点字等の視覚障害者のコミュニケーション方法や視覚障害者をトイレや椅子に誘導する方法を伝える機会が必要である。 視覚障害者の代筆や代読が事業所の窓口で断られることがあるため、障害者のコミュニケーション手段として利用できるよう啓発する必要がある。

条例	平成29年度	主な意見
第10条（人材の養成等）		
<p>・県は、意思疎通を支援する者が確保されるよう、市町村及び関係団体と協力して、支援者の養成等行うよう努める。</p>	<p>◆コミュニケーション支援者の養成・派遣等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○手話通訳者の養成 ※目標養成者数 40人 ○手話奉仕員の養成 ○要約筆記者の養成 ※目標養成者数 20人 ○盲ろう者向け通訳・介助員養成 ※目標養成者数 20人 ○点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成 ○手話通訳者の派遣 平成29年度から県に設置 ○行政機関への手話通訳者の配置 ○要約筆記者の派遣 ○盲ろう者向け通訳・介助員派遣 ○点訳、代筆、代読、音声訳等支援事業 ○日常生活用具給付等事業 ○補装具費支給制度 ○軽度・中等度難聴児支援事業費補助金 	<p>○手話奉仕員講座は、地域生活支援事業の市町村必須事業となっており、多くの市町村で実施されているが、要約筆記奉仕員講座は必須事業ではなく、実施市町村が少ないため、もっと多くの市町村で養成が行われるようにする必要がある。</p>
第11条（情報の発信等）		
<p>・県は、県政に関する情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用して情報発信に努める。</p> <p>・県は、災害その他非常の事態の場合において必要な情報を取得することができるよう、市町村その他関係機関と連携して、障害者の家族及び支援者の協力を得つつ、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備に努める。</p>	<p>◆広報あいちの音声コード版の発行</p> <p>◆点字広報、声の広報の発行（年6回）</p> <p>◆広報番組での手話通訳の配置（3番組）、字幕放送（2番組）</p> <p>◆健康福祉部、防災局、当事者との意見交換会の開催（調整中）</p>	<p>○災害時に重度障害者の居場所が確保されるか心配である。防災訓練に、重度障害者が参加する機会が必要である。</p> <p>○重度障害者には、筆談が難しく文字盤を用いてコミュニケーションする人がいるため、文字盤について知っていただく必要がある。</p> <p>○避難所での生活について、例えば絵で表示したボードを県下に配布するなど、目に見える形で取り組み、当事者から意見をもとに改善をすることが必要ではないか。</p> <p>○視覚障害者は、情報取得が難しく、支援がないと避難所に行けない。避難訓練に当事者が参加し、住民が視覚障害者の支援を体験する機会を確保する必要がある。</p> <p>○盲ろう者は、支援者がいないと避難が難しい。盲ろう者のコミュニケーション手段を周知する必要がある。</p>
第12条（事業者に対する協力）		
<p>・県は、事業者が行う活動を支援するため、団体と協力して、必要な情報の提供に努める。</p>	<p>◆企業・団体等への手話講師派遣（再掲） 50カ所程度 ※愛知県聴覚障害者協会へ委託</p>	<p>○文字情報を併用しないとわからないときもあるため、要約筆記についても、企業等が学習する機会を確保する必要がある。（再掲）</p>
第13条（調査の実施）		
<p>・県は、施策の策定及び実施に必要な情報の収集等の調査を行うよう努める。</p>	<p>◆先進事例の視察（7月 大阪ろうあ会館）</p> <p>◆県内障害者アート展覧会の開催情報収集（4月～）及びあいちアールブリュットのホームページ、フェイスブック、ツイッターでの情報発信（6月～）</p> <p>◆明生会館の情報発信の検討調査（7月）</p>	<p>○普通学級で学んでいる聞こえない子の数や学習方法が不明であるため、調査する必要がある。</p>

普及啓発事業について

1 考え方

- ① 昨年度は制度開始の時であるため、先ず、一般向けにその周知を図った。
- ② 今年度は、さらに条例の浸透を図るため、児童やその保護者向けに周知や、ワークショップ等を行うこととしたい。
- ③ なお、来年度は、企業の障害者雇用率が変更されることもあり、企業等に向け広く周知する方法等を検討する。

2 今年度の事業内容について

○事業内容：リーフレットの配布及び啓発イベントの開催

主な対象	県内全小学生（41万人程度）とその保護者
配付方法	県内の小学校（980校）に児童数分配付（児童1人につき1枚）
配付物	A4サイズチラシ（両面・4/4C） 子どもたちに、手に取ってもらい、障害について関心を持ってもらえるようなリーフレットとする。

※配布時期：11月～12月予定

※中学生は学校のクラス分の枚数を配付し、掲示板への掲示等の依頼を行う。

講演会等	児童及び保護者向を対象にワークショップ形式で行う 開催予定時期：12月、2月
------	---

3 今後のスケジュールについて（予定）

平成29年7月下旬	事業者の公募（企画提案）
平成29年8月中旬	事業者の選定、契約
平成29年9月	専門部会において、企画案について意見聴取
平成29年11～12月	リーフレット配布
平成29年12月、2月	ワークショップ開催

【専門部会における主な意見】

- ・リーフレットは、福祉実践教室等、実践の場で配布すると効果的である。
- ・ただ配るだけではなく、説明をあわせて行う必要がある。
- ・子どもが興味を持つような、クイズや間違い探しなどが記載してあるとよいのでは。
- ・当団体では、自閉症の人の見え方や聞こえ方を寸劇で伝える講座を小学校で実施しているので、教育委員会やPTA等に普及していただきたい。